

はあとメール 第22号

発行人 〒606-8405
京都市左京区浄
土寺上南田町26
☎075-761-2109
住田正則

みなさん、こんにちは！はあとメール代表の住田正則（行政書士・社会保険労務士）です。

前回から、私住田が個人的に体験したことや業務上のかかわり、ご相談をお受けした際のお話などから私なりに考察してみたことを、1回1テーマで書いていきます。どうぞよろしくおつきあいのほど、お願いいたします。

今回のテーマは、借金。

『借金という名のビョーキ』

平成22年6月18日から貸金業法が改正施行されました。主な改正点は、下記のとおりです。

- ・個人の借入総額は、年収の3分の1までに制限
- ・専業主婦（夫）の場合、配偶者の同意が必要
- ・新たな借入の上限金利は、20%以下
- ・一定以上の借入では、年収の証明が必要



～文通で、あなたのくらしにうるおいと安心を～
「市民のみなさんと法律家（専門家）の双方向の交流を、
文通によって実現していきます」

これらの点からも明らかのように、今回の改正は借金・ローンで苦しむ人々をこれ以上増やさないようにするために、総じて借入・貸付条件をきびしくしたものととらえることができます。

また、以前よりはやや下火になってきたとはいえ、借金の返済額引き直しや債務整理などの手続きを請け負うという、司法書士・弁護士の方々の広告・宣伝がテレビやラジオのCM、電車内など、至るところで目につきます。こうした宣伝・広告において、よくありがちなのが、たとえば次のようなうたい文句です。

「ひとりでなやまず、まずは相談を
借金問題を解決して、笑顔を取り戻そう」

まるで、不運にも借金を背負ってしまった善良で無辜の市民を、私たちがたちの悪い金貸しの魔の手から救いだします、とでも言いたげな文言です。さきに挙げた貸金業法改正も、基本的には同様の姿勢（借り手：無垢・無知？で善良な市民、貸し手：ひとの生き血をすする悪の権化、とみるスタンス）から成り立っているように見受けられます。

しかし、はたしてそれは本当なのでしょうか？

私が実地にお話を聞いたり、債務整理のために司法書士の方をご紹介させていただいたりした際に得た識見からすれば、借金問題を抱えている方々は、なべて同じような病気にかかっておられるように思われます。それは、老若男女・収入の多寡に関係なく、症状もハンを押したように似通っています。

その病気とは、仮に名づけるならば、「借金意識欠乏症候群」です。

この病気に感染すると、いま自分がいくら借金を、何社からして、それはいつまでいくら返済しなければならぬのか、といった借金に対する意識が、極端に薄まります。司法書士さん等が、一生懸命貸金業者と交渉して、利息を引き直したり、返済額を減額させたりしても、当の本人はどこ吹く風過払い金の戻りがあればさすがに喜びますが、そのお金も一体どこへ消えていくことか、傍で見ていて心配になるくらいです。

1円単位にまで正確である必要性はないとしても、せめて、どの程度の規模の借金が自分に課せられているかを把握しておく、というのは、いわば自分の身に付けているものや持ち物に対する最低限の認識を持っていることと同じレベルのものはずで、たとえば今自分がズボンをはいているのかスカートをはいているのかを認識することと何ら変わらない、と私は考えるのですが……。いったん「借金意識欠乏症候群」に罹患すると、そんな常識的な感覚は通用しなくなります。おそろしいことです。

この病気は、貸金業法の改正や、債務整理代行業者の支援によって根治され、社会から借金問題を抱える人々がいなくなる日が、やがて訪れるのでしょうか？

逆に、グレーゾーン金利という名の“クッション”が取り払われることにより、銀行ローンやクレジット会社のキャッシングに続いて一気にヤミ金融の世界にまで落ちてしまう人々を増やすことにはならないでしょうか？ ……私には、それが心配で不安でなりません。なぜなら、政府も債務整理代行業者も、肝心の病気に対する処方箋を何一つ示しているわけではないからです。

いったん病気になった人々に、「ヤミ金融に手を出すことは、踏みとどまれ」という忠告が有効なものなのかどうか、はなはだ疑問です。なにしろ、病人なのですから……。

とは言うものの、私にしてもこの「借金意識欠乏症候群」というやっかいな病気にかかるといかに対処すればよいか、確たるイメージを持っているわけではありません。ただひとつ言えるのは、単なる債務整理手続きだけでは、病に苦しむ人々を本当に救うことはできないのではないかと、ということです。

家族や友人のご協力を仰ぎつつ、ときには本当のお医者さんからのご指導も受けながら、根気強く対処しつづける以外には、解決法はないのかも知れません……。



「はあとメール」の具体的な活動方法・活動内容について、ご説明いたします。

基本的に、毎月1回（15日以降）に、法律ひとくちメモやくらしのお役立ち情報などを盛り込んだ「はあとメール」を、本活動の趣旨にご賛同いただきました方々（「はあと会員」と呼びます）へ向けて郵送いたします。会員の方々は、スタッフへ向けてご質問・ご相談などのおたよりを送ることができ、それに対してのお返事をスタッフが書く、という流れで、双方の心のふれあい・意思疎通をはかります。

また、会員の方々は、スタッフが開催する無料相談会やセミナーに優先的にご参加いただくことができ、必要に応じて遺言・相続などの業務依頼をスタッフに発注することができます。すでに心安くしているスタッフへの依頼ですから、その安心感は格別なものになるのではないかと思います。

☆「はあと会員」会費 → 無料です！！

現在、はあとメールは、スタッフから集めた会費及び寄付金によって運営されており、「はあとメール」もその予算の範囲内で発行しています。

よって、少なくとも現時点においてはスタッフ以外の会員の方々には会費をご負担いただくことなく、お申し込みいただくだけで、すぐに「はあとメール」をお送りいたします。さあ皆さん、ぜひぜひ「はあと会員」の輪の中にお入りください～

それと同時に、皆さまの善意による寄付を広く受け付けております。いただきました寄付金は、はあとメールの今後の活動をよりよくするための費用として大切につかわせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします！

☆会員へのサービス内容

「はあとメール」発送、質問・お便りへのお返事、相談会・セミナーへの優先ご招待、業務お引き受け（別途有料）…等

あなたのご参加を、心よりお待ち申し上げます



（住田 正則）



多重債務の解決法・破産



近年、破産の申し立てが急増しています。
昭和60年が4,625件であったのに対して平成15年は242,377件になっています。
平成19年は148,252件とピークに比べて少ないものの、バブル前と比べると桁違いの件数です。

先の見えない不況の影響でさらなる増加が予想されています。

これだけ一般的になった自己破産ですがいまだに暗いイメージが付きまとっています。
「戸籍に破産者と書かれるのではないか。」
「選挙権が無くなるのでは。」
「海外旅行に行けなくなるのか。」
よくそんな噂を聞きます。果たして本当でしょうか？

実はすべて根拠の無い噂、嘘です。

自己破産は世間で噂されているほどのデメリットは無いと思います。
ここでは、自己破産について解説していきたいと思います。

まずは破産の定義についてみていきましょう。
破産とは債務者が経済的に破綻してしまい全部の資産をあてても返済不可能な状態を言います。
破産の申し立ては債権者からでもできますが債務者自ら進んで申し立てることもできます。この場合を自己破産と呼びます。
また法人の自己破産に対して個人の場合を消費者破産と呼ぶ場合もあります。

もともとは債権者のための制度で
「返済不可能となった債権者の資産を全債権者に平等に分配・弁済する」
ために生まれたものでした。
現実には合法的な踏み倒し、になってしまっています。実際には債務者に大変有利な制度となっているんですね。順を追って見ていきましょう。
今回は実際の手続きを見てみましょう。

行政書士 吉田 大

みなさん、こんにちは。京の菜時記を書かせていただいております
橋本将詞（社会保険労務士）です。

毎回、京都でとれる旬の野菜を紹介しようと始めた「京の菜時記」、
今回で19回目、今回は京都が全国的にも有名な産地である一般的な野菜をご紹介します。

京の菜時記

昨年、東京築地の仲買人さんから電話をいただきました。

「橋本さん、久世茄子って知ってる、こっちに入ってるんだけど、どんな茄子？」
久世茄子・・・京都市南区久世という地域はあるものの、聞いたことがなく、「いや、わかりません。」と答えたものの、よくよく考えてみると市場に入荷している久世地域の生産者の茄子の箱には「久世茄子」と書かれていることを思い出し、「ああ、久世地域で作っている茄子のことですか？千両茄子ですよ。」とお答えしました。



京都の茄子、というと「賀茂なす」や「山科なす」をイメージしますが、実は京都は夏秋時期の茄子の産地として全国的にも有名なのです。昨年の夏秋茄子の収穫量は22万t弱。都道府県別では、茨城、栃木、群馬に次いで第4位。上位のほとんどが関東地域で占めていることを考えるとこの時期の関西地域の千両茄子は京都のものが多いいえるでしょう。ちなみに、千両茄子の産地としてイメージされる高知県や岡山県は冬春茄子の上位です。

京都の茄子の栽培はそのほとんどが露地栽培であるために、春先になっても冷え込みがあった今年の出荷は遅れていますが、気温の上昇とともに入荷量も増え続け、京都市場から全国の市場へ発送されることとなります。その中から久世地域の茄子が東京へ出荷され、箱に書かれていた名前をみて仲買人さんは私に問い合わせしてきたものと考えますが、京野菜ブランドに乗じて新しい茄子でも開発したのかと勘違いされたのか、

か、もしくはまだ知らない歴史ある茄子があると思われたのか。

いずれにせよ、京都は賀茂茄子等の京野菜ブランドのものだけでなく、一般的な千両茄子の産地としても有名なのです。

京都では、茄子の周りにソルゴーというサトウキビのような草(?)を植え、アブラムシ等害虫をソルゴーにつかせるという障壁栽培に取り組まれています。このため、農薬の使用も減らすことができ、環境にもやさしいというわけです。

茄子の収穫は基本的には毎日行われます。少しでも遅れると皮が堅くなるために生産者は毎日圃場へ出向きます。それだけ考えても本当に大変な仕事です。